

1. 改正の概要

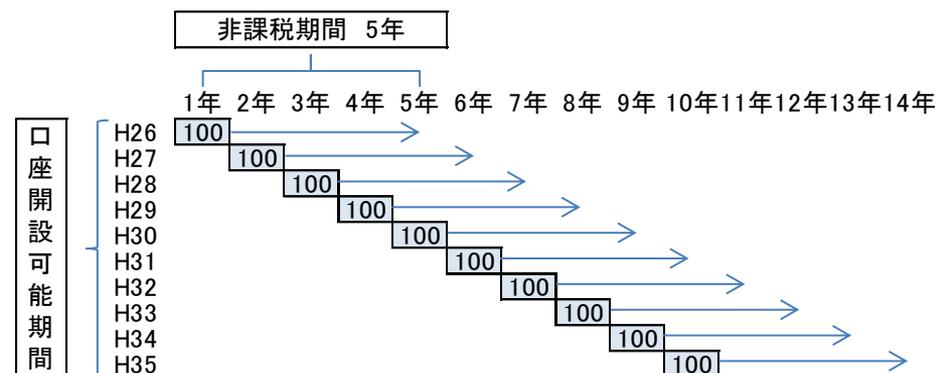
- ・上場株式等の軽減税率が廃止されるのに伴い、日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)が開始されます。
- ・金融機関に開設した非課税口座内の上場株式等(投資限度額100万円)に係る配当所得・譲渡所得等については、5年間非課税となります。

内容	改正前	改正案
投資可能期間	3年(平成26年～平成28年)	10年(平成26年～平成35年)
非課税期間	10年	5年

○平成26年1月1日以後適用される。

2. 実務上の留意点

- ・各年ごとに開設できる非課税口座は一人につき1口座である。
- ・投資可能期間中の各年において生じた未使用の投資枠は、翌年に持ち越すことができない。



3. 今後の注目点

- ・非課税の対象となる上場株式等の範囲については、拡大される可能性がある。